別紙１

公共職業訓練「委託訓練」の業務について

１　目的

求職者の就業に対する適性や能力は様々であり、それぞれの求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現していくためには、多様な職業訓練の受講機会を確保していくことが必要である。また、雇用失業情勢の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することも重要である。このため、職業訓練の実施に当たっては、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、大学・大学院、事業主、職業訓練法人、ＮＰＯ法人等の幅広い教育訓練資源を最大限に活用する（以下省略。参考：委託訓練実施要領１条）

２　職業訓練について

新しく職業に就こうとする方（学卒者）や、職業を転換しようとする方（離職者）、労働者として職業に就いている方（在職者）に対し、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識の習得や、職業に必要な労働者の能力を開発し、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。(参考：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第４条３項及び、職業能力開発促進法第１条)

(1) 新潟県の公共職業能力開発

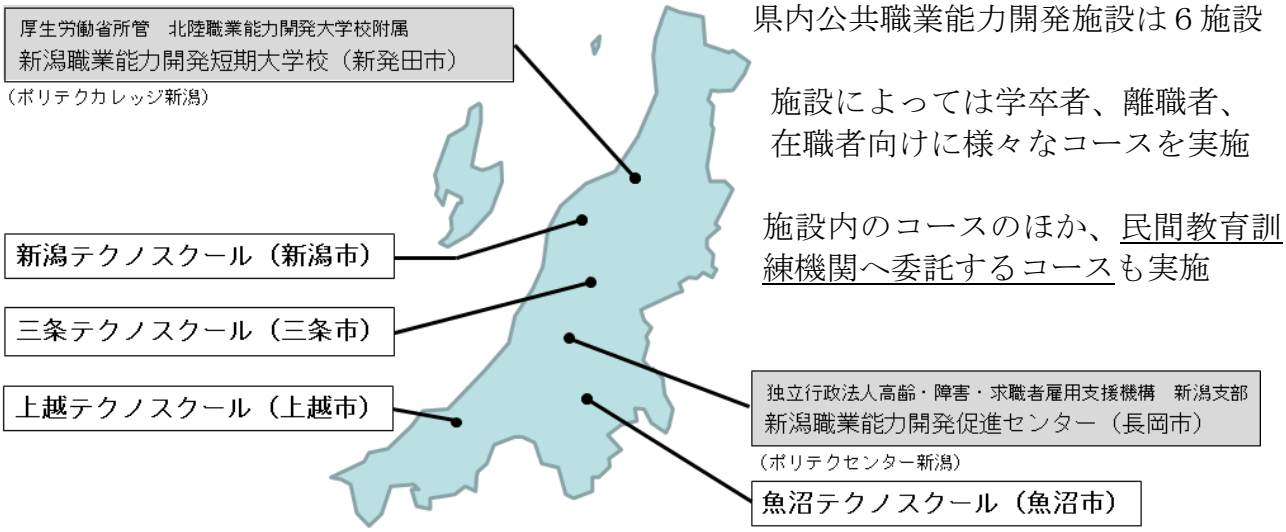

県内公共職業能力開発施設は６施設

施設によっては学卒者、離職者、在職者向けに様々なコースを実施

施設内のコースのほか、民間教育訓練機関へ委託するコースも実施

(2) 公的職業訓練

公的職業訓練

- 公共職業訓練
  - ・実施主体　県（テクノスクール）、機構（ポリテク）
  - ・対 象 者　主に雇用保険を受給している求職者
  - ・根拠法令　職業能力開発促進法
- 求職者支援訓練
  - ・実施主体　国（労働局）
  - ・対 象 者　主に雇用保険を受給できない求職者
  - ・根拠法令　職業訓練の実施等による特定求職者の就職に関する法律

３　募集する委託訓練の業務について

(1) 訓練の区分

テクノスクール施設内で実施するコースを「施設内訓練」といい、事務、介護、デジタル系など民間教育訓練機関等を活用して訓練の実施を委託するコースを「委託訓練」という。

	短期課程（１年以下）	普通課程（１年～２年）
施設内訓練	テクノスクールで実施 溶接科、ビル設備管理科など	テクノスクールで実施 デュアルシステム自動車整備科
委託訓練	民間教育訓練機関等で実施 事務、介護系など多様なコース 標準訓練時間は月 100 時間	専門学校等で実施 「長期高度人材育成コース」という 介護福祉士、保育士、情報システム等

※短期課程･･･離転職者に対して、職業に必要な技能・知識を習得する短期間の課程

(2) 委託訓練の種類

委託訓練の種類	訓練内容
知識等習得コース	一般的な集合形式の訓練。座学（学科及び実習）を１日あたり６時限で実施。
日本版デュアルシステム	座学に企業実習を加えたコース。
ｅラーニングコース	通所が困難な者を対象に、情報通信機器を活用した在宅による訓練コース。１か月当たり標準訓練時間 54 時限以上 60 時限以下で実施。
長期高度人材育成コース	国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員就職の実現を目的とする。（訓練期間：１年以上２年以下）

(3) 本プロポーザルで募集する委託訓練

	委託訓練の種類	訓練期間（目安）
1	知識等習得コース	３～６か月（標準訓練期間３か月）
2	日本版デュアルシステム	４～６か月（標準訓練期間４か月） 座学＋企業実習１か月程度
3	ｅラーニングコース	２～６か月（標準訓練期間３か月）

(4) 委託費の上限

ア　訓練コースの委託費の単価は、以下の価格を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とすること。

種類	事業費※1（外税）
知識等習得コース	・　訓練委託料　訓練生１人１か月当たり 56,000 円 ・　就職支援費（以下イに定める修了後３か月の就職率による。） ・　託児サービス委託料　託児１人１か月当たり 66,000 円以内
日本版デュアルシステム	・　訓練委託料　訓練生１人１か月当たり 66,000 円 ・　訓練準備導入講習費　訓練生１人当たり 8,000 円 ・　評価手数料(職業能力証明シート交付)訓練生１人当たり 4,880 円 ・　託児サービス委託料　託児１人１か月当たり 66,000 円以内
ｅラーニングコース	訓練委託料　１人１か月当たり 66,000 円

イ　就職支援費（１人１か月当たり最大 20,000 円（外税））

支払対象月数（訓練期間）　最大６か月分

①　就職率　80%以上　　１人１か月当たり 20,000 円（外税）

②　就職率　60%以上 80%未満　　１人１か月当たり 10,000 円（外税）

③　就職率　60%未満　　支給なし

就職率＝(対象就職者)÷(訓練修了者＋中退就職者)×100(%)

【就職率の算出に係る定義】

①　対象就職者とは、訓練修了後の就職者のうち就職支援経費の対象となる就職者（中退就職者＝③を含む）

②　訓練修了者とは、訓練を修了した者

③　中退就職者とは、中退就職者のうち就職支援経費の対象となる就職者

④　就職支援経費の対象者となる就職者とは、訓練修了後３か月以内（この場合の「訓練修了後３か月以内」とは、「訓練修了日の翌日から起算して３か月以内（３か月経過する日)」とする。）に就職又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「４か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者（この場合の「４か月以上」とは、雇い入れの日から起算して 120 日以上とする）及び自営を開始した者。

⑤　就職支援経費の支払の対象となる月数は、訓練を行った期間のうち修了月を含む最大６か月分

(5) 訓練対象者

委託訓練（短期課程）の訓練生は、次のいずれにも該当する者とする。

ア　公共職業安定所に求職申込みを行っている者

イ　職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則及び職業訓練運用要領に基づき、地域の各訓練コースの分野・水準、定員の設定状況等に鑑み設定される委託訓練を受講することが適切であると判断され、「職業訓練受講指示要領」「職業訓練受講推薦要領」及び「求職者支援制度業務取扱要領」に基づき公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。

なお、日本版デュアルシステムについては、(5)ア、イの他に、公共職業安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な職業訓練の受講が必要であると安定所長に判断された者（ジョブ・カードが必要。)。

(6) 訓練生への支援について

ア　受講料

受講料は無料。

ただし、訓練生本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練生本人の負担とする。

イ　訓練中の支援

①　雇用保険失業給付（在職賃金 45～80%）　･･･　７割以上の受講者が受給

ただし、①が受給できない訓練生であっても以下②、③の支援が受けられる場合がある。

②　職業訓練受講給付金（国）　･･･　所得、資産など要件あり

③　訓練手当（障害者・ひとり親の親）　･･･　所得など要件あり

(7) 委託訓練受託機関の選定要件について

下記ア、イのいずれかの要件を満たしていること。

ア　職業訓練サービスの質の向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し、委託契約締結日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。

イ　「ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）」及び「ISO21001（教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）」を取得していること。

4　委託訓練の受託者が行う業務

以下について実施すること。

(1) 職業訓練の３本柱

ア　「教科指導」（職業に必要な専門的な知識・技能の習得）

訓練受講者が職業に必要な知識・技能（資格）を習得（取得）するため、訓練計画作成のほか、指導員体制と教室や関連設備の充実が必要。

イ　「生活指導」（職業人にふさわしい生活態度の涵養（かんよう））

訓練受講者の安定就労に必要な、規則正しい生活リズムや、一般的な社会人としてのマナー、コミュニケーション力を身に付ける指導を行うこと。

ウ　「職業指導」（就職、キャリア形成に係る助言指導）

職業訓練の最終目的は、資格取得や知識・技能の習得を生かして訓練受講者を就職に導くこと。

このため、訓練受講者に対する就職支援が重要であり、支援体制を整備し最新の求人・求職情報の収集を行うとともに、日々のスキル研鑽に基づく適切なキャリア・コンサルティングなどを実施すること。

※　上記の他、訓練受講者募集及び入校選考への協力（面接試験を行うコースでの面接官派遣など）を依頼する場合がある。

【参考】訓練受講者の就職状況の推移　　（令和８年７月末現在）

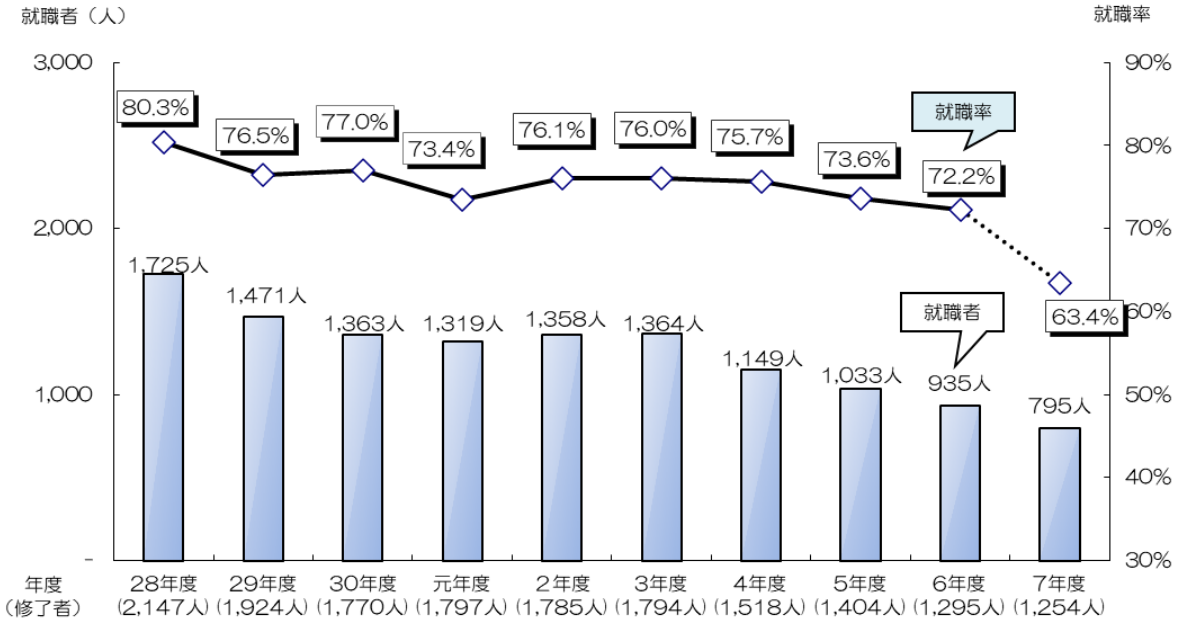

⑵ 契約と委託料の請求

企画提案プロポーザルにおいて、訓練コースの企画提案が採択された場合に、企画提案者は、採択を受けた訓練コースを実施する地域を所管するテクノスクール校長と業務委託契約を締結することができる。

委託料の請求にあっては、訓練終了後に、実績報告書を提出し、履行確認が完了した後に請求をすることができる。

ただし、訓練期間が３か月を超える場合、必要に応じて３か月を単位として、請求することができる。

⑶ その他

教科書代など受講者負担額については､離職者訓練であることに配慮し､概ね16,300円（税込）以下とすること。

ただし、資格取得にかかる受験料や受験対策に係る経費でやむを得ず超過する場合は、必要最小限の額とするよう努めること。